

令和元年 10 月

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、このたび令和元年 9 月 30 日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0930 第 6 号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）が改正され、令和元年 10 月 1 日より適用されることとなりました。
取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

（ 記 ）

■ 実施料が新規収載された項目

点数 区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	備考
D007 血液化学検査					
	FGF23	CLEIA 法	788	生化学 I 144	※1 ※2

- ※1. FGF23 は、CLEIA 法により、FGF23 関連低リン血症性くる病・骨軟化症の診断時又は治療効果判定時に測定した場合に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「61」1,25-ジヒドロキシビタミン D₃の所定点数と「62」25-ヒドロキシビタミン D の所定点数を合算した点数を準用して算定する。
ただし、診断時においては 1 回を限度とし、その後は腫瘍性骨軟化症の場合には腫瘍摘出後に 1 回、薬剤性の場合には被疑薬中止後に 1 回を限度として算定する。
- ※2. 以下を合算して算定できる。
- | | |
|---|-------|
| [D007-61]1,25-ジヒドロキシビタミン D ₃ | 388 点 |
| [D007-62]25-ヒドロキシビタミン D | 400 点 |
| 計 | 788 点 |

以上